

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年8月13日 09時00分ごろ
発生場所	福島県郡山市湖南港北方沖（猪苗代湖） 舟津四等三角点から真方位263°910m付近 （概位 北緯37°25.0′ 東経140°6.9′）
事故の概要	水上オートバイ KEIRENATETU ^{ケイレナテツ} は、南東進中、水上オートバイ Divana.150 ^{ディヴァーナ} は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年8月25日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ KEIRENATETU、0.1トン 230-51507 埼玉、個人所有 B 水上オートバイ Divana.150、0.1トン 231-20022 栃木、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A 軽傷 1人（船長） B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A 左舷中央部に亀裂等 B 右舷船尾部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、約30km/hの対地速力で南東進中、前路を左から右に向けて通過する態勢のB船が、A船の前路で右転し、A船の左舷船首方から接近してきたので、衝突を避けようと右転したものの、左舷中央部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、約30km/hの対地速力で南西進中、北進しようと思い、右転したところ、A船に向かう態勢となり、A船との衝突を避けようと左転したが、A船と衝突した。 船長A及び同乗者Bは、救急車で病院に搬送され、医師により、船長Aが首及び左腕の打撲と、同乗者Bが頭部裂傷とそれぞれ診断された。 船長Bは、右転するまでA船の存在に気付いていなかった。 船長A、船長B及び同乗者Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。
分析	A 船は、南東進中、南西進中のB船がA船の前路で右転し、A船の

	<p>左舷船首方からB船が接近してきたところ、船長Aが、衝突を避けようと右転したものの、間に合わなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南西進中、船長Bが、南東進中のA船の存在に気付かないままA船の前路で右転して航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南東進中、B船が南西進中、船長BがA船の存在に気付かないまま、A船の前路で右転して航行を続け、また、船長Aが衝突を避けようと右転したものの、間に合わなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、遊走中、常時適切な見張りを行い、他船の有無など周囲の状況を把握しておくこと。 ・水上オートバイの船長は、他船の状況など周囲の安全を確認してから進路を変更すること。